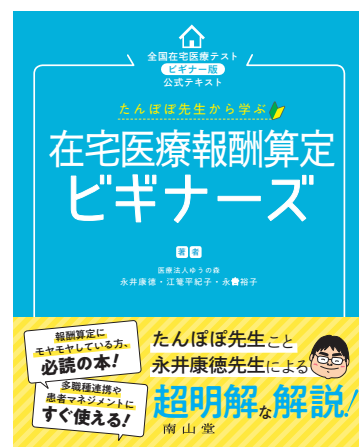


たんぽぽ先生から学ぶ 在宅医療報酬算定ビギナーズ

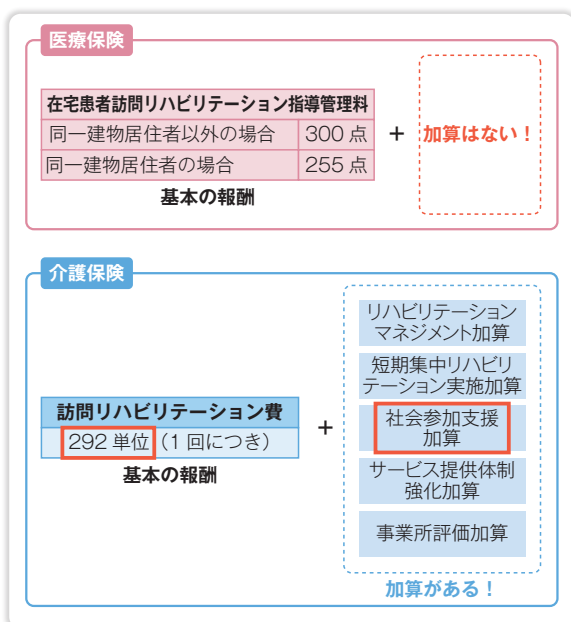
いつも小社出版物をご愛読頂きありがとうございます。

「たんぽぽ先生から学ぶ 在宅医療報酬算定ビギナーズ」におきまして、**2021 年度介護報酬改定に伴う変更点**を追加情報としてまとめました。2021 年開催予定の全国在宅医療テストビギナー版を受験の際は、あわせてご確認ください。



(南山堂・2020 年発行)

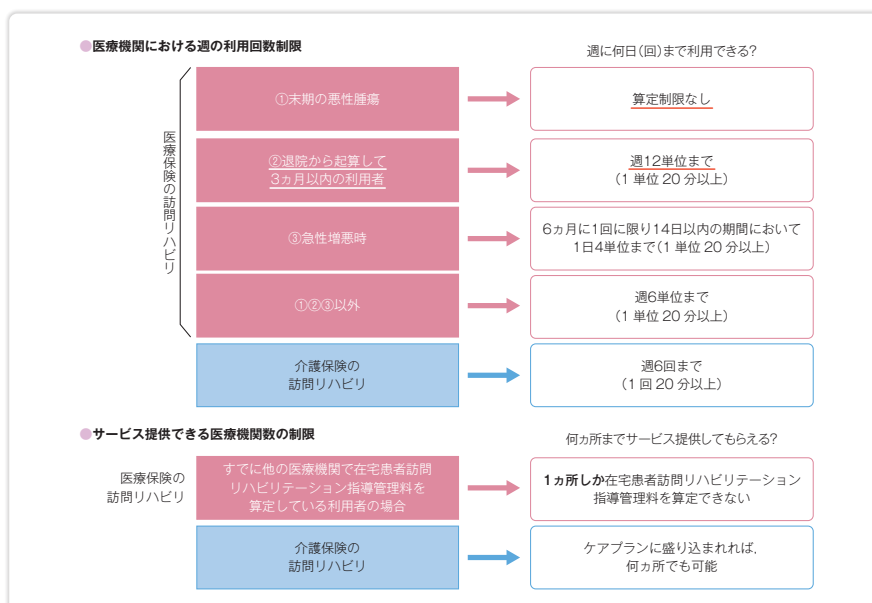
p.69 図 6-5



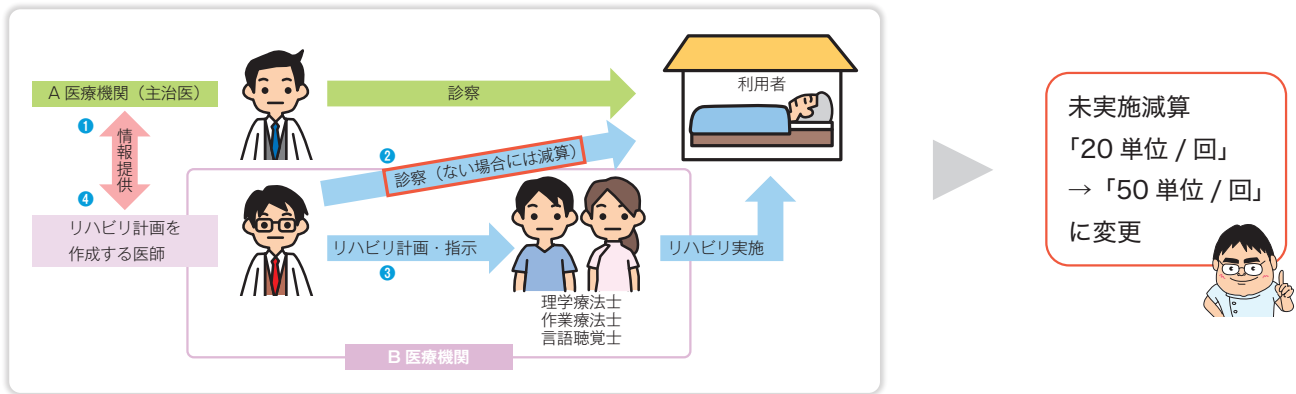
「292 単位」→「307 単位」に変更

「社会参加支援加算」→「移行支援加算」に名称変更

p.70 図 6-6



介護保険でも退院・退所の日から起算して3ヵ月以内は週12単位まで算定可能に！



p.81 左段 下から5行目

介護保険

厚生労働大臣が定める状態等別表第 8 の利用者
に対して退院・退所日に訪問した際に訪問看護費が
算定できます。准看護師の場合は 10%減算して算
定します。

主治医が退院日の訪問看護が必要と認める
場合は算定可能に！

訪問リハビリの評価や提供回数等の見直し（訪問看護ステーション）

【単位数の変更】

297 単位→ 293 単位

287 単位→283 単位 (予防)

【1日に2回を超えた場合の減算（予防のみ）】

1 回につき 10% 減算 → 1 回につき **50% 減算**

【12ヵ月超の減算（予防のみ）】 ※訪問リハビリテーションも同様

利用開始日の属する月から12ヵ月超の利用者に訪問看護（理学療法士等）を行った場合は、**1回につき5単位を減算**

【算定要件の追加】

理学療法士等が行う訪問看護については、

- ・実施内容を訪問看護報告書に添付する
- ・対象者の範囲について**通所リハビリテーションのみでは家屋内における ADL の自立が困難である場合を追加**

今回の改定で、本書にはなく新たに
変更または追加になった情報



たんぽぽ先生から学ぶ 在宅医療報酬算定ビギナーズ 正誤表

いつも小社出版物をご愛読頂きありがとうございます。

「たんぽぽ先生から学ぶ 在宅医療報酬算定ビギナーズ」におきまして以下の誤りがありました。深くお詫びするとともにここに訂正します。

p. 45 右段 上から 2 行目

【誤】

「1 日に同じ建物の人を何人診療したか」によって

【正】

「1 月に同じ建物の人を何人診療したか」によって

p. 69 図 6-5 タイトル部分

【誤】

図 6-5 訪問看護ステーションからの訪問リハビリにおける加算の有無

【正】

図 6-5 医療機関からの訪問リハビリにおける加算の有無

2020 年 10 月現在